

議案第 77 号

平成20年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

平成20年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,839,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成21年2月18日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金		1,484,800千円	△91,800千円	1,393,000千円
	5 一般会計繰入金	1,484,800	△91,800	1,393,000
20 諸収入		369	9,200	9,569
	15 雑入	1	9,200	9,201
歳 入	合 計	3,922,100	△82,600	3,839,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		123,045千円	△ 106千円	122,939千円
	5 総務管理費	123,045	△ 106	122,939
10 広域連合納付金		3,796,755	△82,494	3,714,261
	5 広域連合納付金	3,796,755	△82,494	3,714,261
歳 出	合 計	3,922,100	△82,600	3,839,500

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 総務費	5 総務管理費	後期高齢者医療システム改修事業	千円 9,200